

下水道使用料について

▼ 下水道使用料が変わります

消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、下水道使用料並びにメーター使用料を現行の消費税率 5%の税込額から消費税率 8%の税込額に改定します。

今後も、経費節減、適切な維持管理に努め、安定的なサービスを提供してまいりますので、今回の改定にご理解をお願いいたします。

※今回の改定は消費税率の改正に伴うものであり、使用料本体(税抜)の改定ではありません。

▼ 下水道使用料の改定時期

下水道使用料等は、平成 26 年 4 月 1 日より新使用料へ切り替わります。

なお、消費税率の改正には経過措置があり、4 月 1 日の施行日前から継続して使用し、施行日から 4 月 30 日までの間に使用料の額が確定するものについては、消費税率 5%の現行使用料が適用されます。(5 月検針分より 8%の消費税率が適用となります。)

※ただし、4 月中に精算される場合、前回検針日が 4 月 1 日以降の使用料に関しては 8%の消費税率が適用されます。

下水道使用料(平成 26 年 4 月 1 日改定)

新使用料(平成 26 年 4 月～)

使用区分	排除汚水量	使用料(円)
基本使用料	5 m ³ まで	756.00
従量使用料 (1 m ³ あたり)	6 m ³ ~ 10 m ³	151.20
	11 m ³ ~ 20 m ³	160.92
	21 m ³ ~ 30 m ³	170.64
	31 m ³ ~ 40 m ³	180.36
	41 m ³ ~ 50 m ³	190.08
	51 m ³ ~ 100 m ³	199.80
	101 m ³ ~	209.52

改定前旧使用料(平成 26 年 3 月以前)

使用区分	排除汚水量	使用料(円)
基本使用料	5 m ³ まで	735.00
従量使用料 (1 m ³ あたり)	6 m ³ ~ 10 m ³	147.00
	11 m ³ ~ 20 m ³	156.45
	21 m ³ ~ 30 m ³	165.90
	31 m ³ ~ 40 m ³	175.35
	41 m ³ ~ 50 m ³	184.80
	51 m ³ ~ 100 m ³	194.25
	101 m ³ ~	203.70

※月額、消費税を含みます。

※基本使用料と従量使用料の合計額となります。(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。)

メーター使用料(平成 26 年 4 月 1 日改定)

新使用料(平成 26 年 4 月～)

口径	メーター使用料(円)	
	直読	遠隔
13mm	86.40	216.00
20mm	97.20	237.60
25mm	118.80	248.40
30mm	172.80	356.40
40mm	194.40	378.00
50mm	572.40	702.00
75mm	756.00	864.00
100mm	1,069.20	1,252.00

改定前旧使用料(平成 26 年 3 月以前)

口径	メーター使用料(円)	
	直読	遠隔
13mm	84.00	210.00
20mm	94.50	231.00
25mm	115.50	241.50
30mm	168.00	346.50
40mm	189.00	367.50
50mm	556.50	682.50
75mm	735.00	840.00
100mm	1,039.50	1,218.00

※メーター使用料が加算される方は、地下水などを利用のため、メーターを設置している方です。

● お問い合わせは下記の連絡先までお願いします。

〒013-0022 秋田県横手市四日町 3-23	横手市水道お客様センター	TEL 0182-32-2758 FAX 0182-38-8275 ✉ yokotecenter@toming.co.jp
-----------------------------	--------------	--